

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年1月21日（平成27年（行情）諮問第21号）

答申日：平成28年8月1日（平成28年度（行情）答申第246号）

事件名：建設工事計画届等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書Ⅰ及び文書Ⅱ（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成26年10月10日付け埼玉労働局開第26-23号により行った一部開示決定（以下「原処分1」という。）及び同日付け埼玉労働局開第26-24号により行った一部開示決定（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）を取り消し、不開示とされた部分について、文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

決定通知書によると法5条1号または法5条2号イに該当するものとして不開示とされるが、上記理由には該当しないと思われるので開示を求める。

（2）意見書

審査請求人から意見書が当審査会宛て提出（平成27年3月23日受付）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提供されており、その内容は記載しない。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求人」という。）は、平成26年9月19日付けで、処分庁に対して、法4条1項の規定に基づき、「特定労働基準監督署が特定日に受理した建設工事計画届 事業者名、特定事業者 代表取締役 特定個人」（以下「請求1」という。）及び「特定日付行政文書開示決定通知書（埼玉労働局開第25-26号）で交付された開示文書」（以下「請求2」という。）に係る開示請求を行った。

イ 当該開示請求のうち、請求1については、請求人が所属する特定事業者から届け出られた計画届であるならば、届出を行った労働基準監督署に写しの交付を求めれば行政サービスで対応可能な旨を処分庁から案内したところ、請求人側の都合で、どうしても開示請求を行う必要があるとのことであった。

また、請求2については、処分庁において、請求人が記載した行政文書開示決定通知書を確認したところ、当該決定で開示された行政文書の名称が「特定労働基準監督署（以下、第3においては「特定署」という。）へ平成21年4月～5月迄に提出された建設工事、土石採取計画届書（ダイオキシンに関するもの）、焼却炉、1次・2次冷却塔、サイクロン、バグフィルター、煙突3本、解体工事に関する文書及び資料一式」であったので、請求人の了解を得た上で補正を行い、特定署で探索を行ったところ、請求1と同一の行政文書が特定されたため、処分庁から、どちらかの開示請求を取り下げること可能な旨を案内したものの、請求人はこれを固辞したものである。

ウ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求人がこれを不服として、平成26年10月23日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

エ なお、本件審査請求書において、審査請求人欄に個人名が記載されており、原処分を受けた法人と相違することとなるため、平成26年11月26日付けで、請求人に確認をしたところ、開示請求、審査請求いずれも審査請求人欄に記載された個人からの請求として処理して良いことを確認した。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした情報のうち、下記（3）エに掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号及び2号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（3）理由

ア 本件対象行政文書の特定について

本件対象行政文書は、請求人の所属する事業者が行う自社工事（以

下「本件工事」という。)に関し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)に基づき特定署に届け出された建設工事計画届一式である。

なお、建設工事計画届は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令32号)様式第21号「建設工事 土石採取 計画届」及び多数の添付書類からなる行政文書であり、個々の届出によって、添付される書類は異なるものであるが、本件対象行政文書については、別表に掲げる文書番号Ⅰ建設工事計画届及び文書番号Ⅱ作業計画書からなるものである。

イ 建設工事計画届について

本件工事の建設工事計画届は、安衛法88条4項(平成26年法律第82号による改正前の規定を指す。以下、安衛法88条において同じ。)に基づき、本件工事を行う事業者が作成し、所轄の労働基準監督署長に提出したものである。

建設工事計画届は労働者への危害の発生のおそれのあるような建設物や機械等が事業場に設けられ、又は労働者の安全衛生を害するおそれのある工法等が採用されることを事前に防止し、労働者の保護の徹底を期することを目的とするものである。

労働基準監督署長は、当該届出に係る事項が安衛法又はこれに基づく命令の規定に違反すると認められるときは、安衛法88条7項の規定に基づき、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該届出を変更すべきことを命ずることができ、また、労働衛生専門官等は安衛法93条の規定に基づき、労働者の健康障害を防止するため必要な事項について指導及び援助を行うこととされている。

なお、計画届の審査において必要と認められるときには、実地調査又は監督を実施する。

ウ 不開示情報該当性について

(ア) 法5条1号について

別表に記載した情報のうち、文書番号Ⅰの4, 6, 11, 16, 27, 29, 32, 33, 34, 36, 39, 43, 50及び53の不開示部分には、特定個人の職名、氏名、生年月日、現住所、学歴、資格免許、職歴、印影、資格証明書の番号、交付日、本籍等の情報が記載されており、これらは、個人に関する情報であって、特定の関係者個人を識別することができる情報であることから、当該情報は、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法5条2号イについて

別表に記載した情報のうち、文書番号Ⅰの5及び7から10までの不開示部分並びに文書番号Ⅱの2, 3, 9, 10, 12, 13, 15, 19, 21, 23, 24, 26, 31, 35, 38, 41, 42, 44, 45及び47の不開示部分には、本件工事の請負金額、工期、労働者数、関係請負人の名称、関係請負人の事業場の所在地、事前分析結果、社内審査の状況、設計図等の各種の図面、施工方法、安全衛生管理手法等が記載されており、これらは、関係請負人の選定並びに事業の分担方法、施工方法等の届出事業者及び関係請負人の企業としての独自のノウハウに関する情報である。

当該情報は、通常は公にされるべきではない特定の事業場の技術力等を端的に示す資料となるものであり、仮に、当該情報が公にされることとなれば、当該事業者の施工技術やその費用などを推知することができることから、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明白である。

また、別表に記載した情報のうち、文書番号Ⅰの10の不開示部分、並びに文書番号Ⅱの9, 10, 12, 15, 35, 38, 41, 42及び44の不開示部分には、事業者あるいは事業者の代表者としての個人の印影が記載されており、これらが公にされた場合には、当該事業者の権利の得喪等にかかる書類の作成に悪用されるおそれがあるなど、当該事業場の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、法5条2号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした情報のうち、別表に掲げる文書番号Ⅰの1ないし4, 6及び11並びに文書番号Ⅱの1, 5, 7, 8, 14, 17, 18, 20, 22, 25, 28, 30, 37, 40, 46, 48, 49, 51及び52の部分については、法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 請求人の主張について

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「決定通知書によると、法5条1号または法5条2号イに該当するものとして不開示とされるが、上記理由には該当しないと思われるので開示を求める。」と主張しているが、上記(3)ウで述べたとおり、上記(3)エに掲げる部分以外の不開示部分については、法5条1号及び2号イに基づく不開示情報に該当するものであり、請求人の主張には理由がない。

(5) 結論

以上のとおり、本件対象行政文書については、原処分の一部を変更し、上記（３）エで開示するとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法５条１号及び２号イに基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

平成２７年１月２１日付け厚生労働省発基安０１２１第１号により諮問した平成２７年（行情）諮問第２１号に係る理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、以下のとおり補充して説明する。

（１）不開示情報該当性について

理由説明書の「（３）ウ不開示情報該当性について」の（ア）、（イ）及び（エ）（上記１（３）ウ及びエ）を以下のとおり修正する。

ウ 不開示情報該当性について

（ア）法５条１号について

別表に記載した情報のうち、文書番号Ⅱの４，７，１３，１８，２９，３１，３４，３５，３６，３８，４１，４５，５２及び５５の不開示部分には、特定個人の職名、氏名、生年月日、現住所、学歴、資格免許、職歴、印影、資格証明書の番号、交付日及び本籍等の情報が記載されており、これらは、個人に関する情報であって、特定の関係者個人を識別することができる情報であることから、当該情報は、法５条１号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（イ）法５条２号イについて

別表に記載した情報のうち、文書番号Ⅰの５及び７ないし１０の不開示部分並びに文書番号Ⅱの２，３，６，９，１１，１２，１４，１５，１７，２１，２３，２５，２６，２８，３３，３７，４０，４３，４４，４６，４７及び４９の不開示部分には、本件工事の請負金額、工期、労働者数、関係請負人の名称、関係請負人の事業場の所在地、事前分析結果、社内審査の状況、設計図等の各種の図面、施工方法、安全衛生管理手法等が記載されており、これらは、関係請負人の選定並びに事業の分担方法、施工方法等の届出事業者及び関係請負人の企業としての独自のノウハウに関する情報である。

当該情報は、通常は公にされるべきではない特定の事業場の技術力等を端的に示す資料となるものであり、仮に、当該情報が公にされることとなれば、当該事業者の施工技術やその費用などを推知することができることから、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明白である。

また、別表に記載した情報のうち、文書番号Ⅰの10の不開示部分並びに文書番号Ⅱの11, 12, 14, 17, 37, 40, 43, 44及び46の不開示部分には、事業者あるいは事業者の代表者としての個人の印影が記載されており、これらが公にされた場合には、当該事業者の権利の得喪等にかかる書類の作成に悪用されるおそれがあるなど、当該事業場の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、法5条2号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした情報のうち、別表に掲げる文書番号Ⅰの1から4まで、6及び11並びに文書番号Ⅱの1, 5, 8, 10, 16, 19, 20, 22, 24, 27, 30, 32, 39, 42, 48, 50, 51, 53及び54の部分については、法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(2) 別表について

理由説明書別表(省略)を別紙(省略)のとおり修正する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年1月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月3日 審議
- ④ 同年3月23日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成28年6月30日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年7月6日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定労働基準監督署が特定日に受理した建設工事計画届 事業者名、特定事業者 代表取締役」及び「特定個人特定労働基準監督署へ平成21年4月～5月迄に提出された建設工事、土石採取計画届書(ダイオキシンに関するもの)、焼却炉、1次・2次冷却塔、サイクロン、バグフィルター、煙突3本、解体工事に関する文書及び資料一式」で、具体的には別表の1欄に掲げる文書である。

処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号及び2号イに該当するとし

て不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、その余の部分は、法5条1号及び2号イに該当し、不開示とすべきとしている。

このため、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書Ⅰ（建設工事計画届）の不開示部分について

ア 当該部分のうち、5の工事請負金額については、通常秘匿されるべき内部管理情報であると認められ、これを公にすると、本件工事を行う事業者（以下「特定事業者」という。）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 7の使用予定労働者数、8の関係請負人の予定数及び9の関係請負人の使用する労働者の予定数の合計については、労務管理に係る情報であり、通常秘匿されるべき内部管理情報であると認められ、これらを公にすると、本件工事関係者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 10の「事業者職・氏名」欄の印影については、特定事業者の代表取締役の印影であり、当該文書が真正に作成されたことを示す認証機能を有するものであると認められ、これを公にすると、特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書Ⅱ（作業計画書）の不開示部分について

ア 文書Ⅱの4、7、13、18、29、31、34ないし36、41、45及び52の不開示部分については、本件工事関係の特定個人の氏名（氏のみの場合を含む。）、電話番号、生年月日、住所、本籍地等であり、それぞれ一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することのできるものに該当すると認められる。これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存在しない。さらに、これらは個人識別部分に該当すると認められ、法6

条2項による部分開示の余地はないことから、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 文書IIの38及び55の不開示部分のうち人影については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、その余の部分については、個人に関する情報に該当するとは認められないことから、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

ウ 文書IIの2の不開示部分については、本件工事の対象設備の概要であり、通常、公にされていない情報であると認められ、これらを公にすると、当該設備を所有している特定事業者の処理能力が明らかになり、特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 文書IIの3、6、9、26及び49の不開示部分については、本件工事の工程に係る記載であり、通常、公にされていない特定事業者の独自の技術やノウハウが含まれていると認められ、これらを公にすると、特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 文書IIの11、12、14、15、17、28、40、43、44、46及び47の不開示部分については、特定事業者が、外部の検査会社（以下「検査会社」という。）に対して委託した検査結果の内容である。

(ア) 15頁、16頁、19頁、72頁、74頁及び75頁の報告書番号、検査結果報告書番号及び発行ナンバーについては、これらを公にしても、検査会社の独自の技術やノウハウが明らかになるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(イ) 16頁及び75頁の「試料番号」欄の記載については、上記(ア)と同様の理由により、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(ウ) その余の部分については、検査会社の情報及び検査結果が記載されており、通常公にされていない内部管理に関する情報又は検査会社の独自の技術やノウハウに関する情報であると認められ、これらを公にすると、特定事業者及び検査会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

カ 文書IIの21及び23の不開示部分については、本件工事に係る敷地図面、設備図面、保管施設(種目)表、設備型番、設備仕様、図面番号及び工事番号並びに俯瞰図・フロー等、(工事の)条件設定、作業内容、危険有害要因、リスク一次評価、リスク二次評価、実施責任者及び各項目の重み付けに係る記載であり、通常、公にされていない特定事業者の独自の技術やノウハウが含まれていると認められ、これらを公にすると、特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

キ 文書IIの25の不開示部分については、本件工事に使用する集じん装置の能力等に関する記載である。

(ア) 当該部分のうち、「集じん装置の集じん風量」の後の括弧書きと計算式については、原処分で既に開示されている情報とほぼ同一の内容又は同情報から推認できる内容であり、これを公にしても、特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分については、本件工事の施工内容に係る記載であり、上記カと同様の理由により、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ク 文書IIの33の不開示部分については、特定事業者の特別教育等の労働衛生教育の実施計画に係る記載であり、内部管理情報であると認められ、これらを公にすると、特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ケ 文書IIの37の不開示部分については、特定事業者の代表取締役の印影であり、上記(1)ウと同様の理由により、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

(別表)

文 書 番 号	1 対象文 書名	ペ ー ジ	2 原処分で不開示とした部 分		3 不 開 示 情 報 (法 5 条 該 当 号)		4 開示すべき 部分
					1 号	2 号 イ	
1	建設工事計 画届	1	1	1 頁の「事業場の名 称」欄	新たに開示		
			2	1 頁の「仕事を行う場 所の地名番号」欄	新たに開示		
			3	1 頁の「仕事の範囲」 欄	新たに開示		
			4	1 頁の「発注者名」欄	新たに開示		
			5	1 頁の「工事請負金 額」欄		○	なし
			6	1 頁の「主たる事務所 の所在地」欄	新たに開示		
			7	1 頁の「使用予定労働 者数」欄		○	なし
			8	1 頁の「関係請負人の 予定数」欄		○	なし
			9	1 頁の「関係請負人の 使用する労働者の予定 数の合計」欄		○	なし
			10	1 頁の「事業者職・氏 名」欄のうち印影部分		○	なし
			11	1 頁の「事業者職・氏 名」欄のうち印影以外 の部分	新たに開示		

II	作業 計画 書	作業 計画 書	2 ～ 1 2	1	2～12頁のうち，以下2～4及び7の不開示部分を除いた部分	新たに開示		
				2	4頁のうち，「(2) 設備概要」のそれぞれの能力を表す部分		○	なし
				3	6頁のうち，「2) 現地工程」のレベル数及び工程表の詳細，「3) 管理区分の決定及び保護具の選定」のうち①～③の結果を示す部分，管理区分の決定についてS値の比較対象と管理区域の区分とレベル，用いる保護具の詳細記述部分（同上表記及び空欄除く。）		○	なし
				4	7頁のうち，それぞれ「作業指揮者（曝露対策）」，「工事責任者」，「副工事責任者」及び「安全責任者」の欄	○		なし
				5	8頁のうち「5. 安全管理」の表題	新たに開示		
				6	8頁のうち表題以外の部分		○	なし
				7	9頁のうち，「作業指揮者」欄の氏名及び連絡先電話番号	○		なし
				8	10頁のうち，「7. その他」の表題	新たに開示		
				9	10頁のうち表題以外の部分		○	なし
				設備 に付 着す	1 3 ～	1 0	13～17頁のうち，以下11～15の不開示部分を除いた部分	新たに開示

る汚染物のサンプリング調査結果	17	1	1	14頁の報告書表紙の内、調査会社の社名及び印影		○	なし
		1	2	15頁のうち、工事番号、報告書番号、調査事業場名・事業証明番号・所在地・電話番号、印影、試料採取日時、分析担当者、分析期間、調査結果の数値及び検査結果報告書発行者名・番号		○	報告書番号及び検査結果報告書番号
		1	3	15頁のうち、試料採取担当者名	○		なし
		1	4	16頁のうち、調査会社名(宛名)、発行ナンバー、試料採取日、試料受付日、検査事業場名・所在地・電話番号・事業場の長の職名及び氏名、印影、検査結果表の内訳部分(余白部分除く)		○	発行ナンバー及び試料番号
		1	5	17頁のうち、試料採取中の事業場内写真及び試料採取日		○	なし
	解体前の対象設備周辺空气中の粉塵濃度結果	18~19	1	18~19頁のうち、以下17, 18の不開示部分を除いた部分	新たに開示		
		1	19頁のうち、FAX番号、FAX送信者名、工事番号、報告書番号、調査事業場名・事業証明番号・所在地・電話番号、印影、試料採取日、調査結果の表において数値及び調査時刻		○	報告書番号	

		1 8	19頁のうち、試料採取担当者名	○		なし
案内図	2 0 ～ 2 1	1 9	20～21頁のうち、全ての部分	新たに開示		
配置平面・立面図	2 2 ～ 2 8	2 0	22～28頁のうち、以下21の不開示部分を除いた部分	新たに開示		
		2 8 1	22～28頁のうち、敷地図面、設備図面、保管施設（種目）表、設備型番、設備仕様、図面番号及び工事番号		○	なし
工法の概要を示す書面	2 9 ～ 3 2	2 2	29～32頁のうち、以下23の不開示部分を除いた部分	新たに開示		
		2 9 ～ 3 2	29～32頁のうち「俯瞰図・フロー等」、「条件設定」、「作業内容」、「危険有害要因」、「リスク一次評価」、「リスク二次評価」、「実施責任者」のそれぞれの欄及び下部の各項目の重み付けに関わる部分（空欄除く）		○	なし
使用する保護具及びその保護具の区	3 3 ～ 3 9	2 4	33～39頁のうち、以下25、26の不開示部分を除いた部分	新たに開示		
		2 5	33頁のうち「集じん装置の集じん風量」の後の括弧書きと計算式、「シートで養生した空間の容積」の計算式、		○	「集じん装置の集じん風量」の後の括弧書きと計算式

	分を決定した根拠等		「換気回数」の計算式， 8 行目 3 5 文字目ないし 9 行目 2 文字目まで， 1 1 行目 8 文字目ないし 1 2 文字目， 2 9 文字目			
		26	36 頁のうち， ①～③の結果を示す部分， S 値の比較対象， 管理区域の区分とレベル， 用いる保護具の詳細記述部分		○	なし
総括安全衛生管理体制	40	27	40 頁のうち， 以下 28， 29 の不開示部分を除いた部分	新たに開示		
		28	40 頁のうち， 環境測定業者名及び電話番号		○	なし
		29	40 頁のうち， 個人名	○		なし
緊急連絡体制	41	30	41 頁のうち， 以下 31 の不開示部分を除いた部分	新たに開示		
		31	41 頁のうち， 個人名及び個人の携帯番号	○		なし
特別教育等の労働衛生教育の実施計画	42～47	32	42～71 頁のうち， 以下 33～38 の不開示部分を除いた部分	新たに開示		
		33	42 頁のうち， 「特別教育の実施日」 及び「特別教育の実施場所」		○	なし
		34	42 頁のうち， 「特別教育の受講者」 の氏名・生年月日・住所， 及び「特別教育の講師」 の情報	○		なし

		3 5	4 3 頁の労働安全衛生法による技能講習修了証の写し（表）のうち，修了者番号・氏名・生年月日・本籍地・交付日・証明写真・修了証交付状況欄及び同修了証の写し（裏）のうち，修了証交付状況欄・現住所	○		なし
		3 6	4 4 頁のダイオキシン類曝露防止特別教育講習修了証の写しのうち，それぞれ氏名・生年月日・住所	○		なし
		3 7	4 4 頁のダイオキシン類曝露防止特別教育講習修了証の写しのうち，印影		○	なし
		3 8	4 5 頁の講習風景を写した写真の内，個人が映り込んでいる上から2件目までの写真	○		人影を除く全て
	解体前の対象設備周辺空气中の粉塵濃度結果	7 2	3 7 2 頁のうち，以下 4 0，4 1 を除いた部分	新たに開示		
		4 0	7 2 頁のうち，F A X 番号，F A X 送信者名，工事番号，報告書番号，調査事業場名・事業証明番号・所在地・電話番号，印影，試料採取日，調査結果の表において数値及び調査時刻		○	報告書番号
		4 1	7 2 頁のうち，試料採取担当者名	○		なし
	設備に付	7 3	4 7 3 ～ 7 6 頁のうち，以下 4 3 ～ 4 7 の不開	新たに開示		

着する汚染物のサンプリング調査結果	～76		示部分を除いた部分			
		43	73頁の報告書表紙の内，調査会社の社名及び印影		○	なし
		44	74頁のうち，工事番号，報告書番号，調査事業場名・事業証明番号・所在地・電話番号，印影，試料採取日時，分析担当者，分析期間，調査結果の数値及び検査結果報告書発行者名・番号		○	報告書番号及び検査結果報告書番号
		45	74頁のうち，試料採取担当者名	○		なし
		46	75頁のうち，調査会社名（宛名），発行ナンバー，試料採取日，試料受付日，検査事業場名・所在地・電話番号・事業場の長の職名及び氏名，印影，検査結果表の内訳部分（余白部分除く。）		○	発行ナンバー及び試料番号
		47	76頁のうち，試料採取中の事業場内写真及び試料採取日		○	なし
		工程表	77	48	77頁のうち，以下49の不開示部分を除いた部分	新たに開示
49	77頁のうち，「2）現地工程」のレベル数及び工程表の内訳部分（同上表記及び空欄除く。）				○	なし
保護具の選択	78～	50	78頁のうち，全ての部分	新たに開示		

		8 2			
	特定 化学 物質 等作 業主 任者 技能 講習 修了 証の 写し	8 3 ~ 8 4	5 1 5 2	8 3 ~ 8 4 頁のうち、 以下 5 2 の不開示部分 を除いた部分 8 4 頁の労働安全衛生 法による技能講習修了 証の写し（表）のう ち、修了者番号・氏 名・生年月日・本籍 地・交付日・証明写 真・修了証交付状況欄 及び同修了証の写し （裏）のうち、修了証 交付状況欄・現住所	新たに開示 ○ なし
	特別 教育 資料	8 5 ~ 1 1 2	5 3 5 4 5 5	8 5 頁のうち、全ての 部分 8 6 頁の講習風景を写 した写真の内、テキス トを写した一番下の写 真 8 6 頁の講習風景を写 した写真の内、個人が 映り込んでいる上から 2 件目までの写真	新たに開示 新たに開示 ○ 人影を除く全 て

※ 2 欄の番号の引用誤りについては、審査会で修正した。